

社団法人 町田法人会報

社団法人 町田法人会

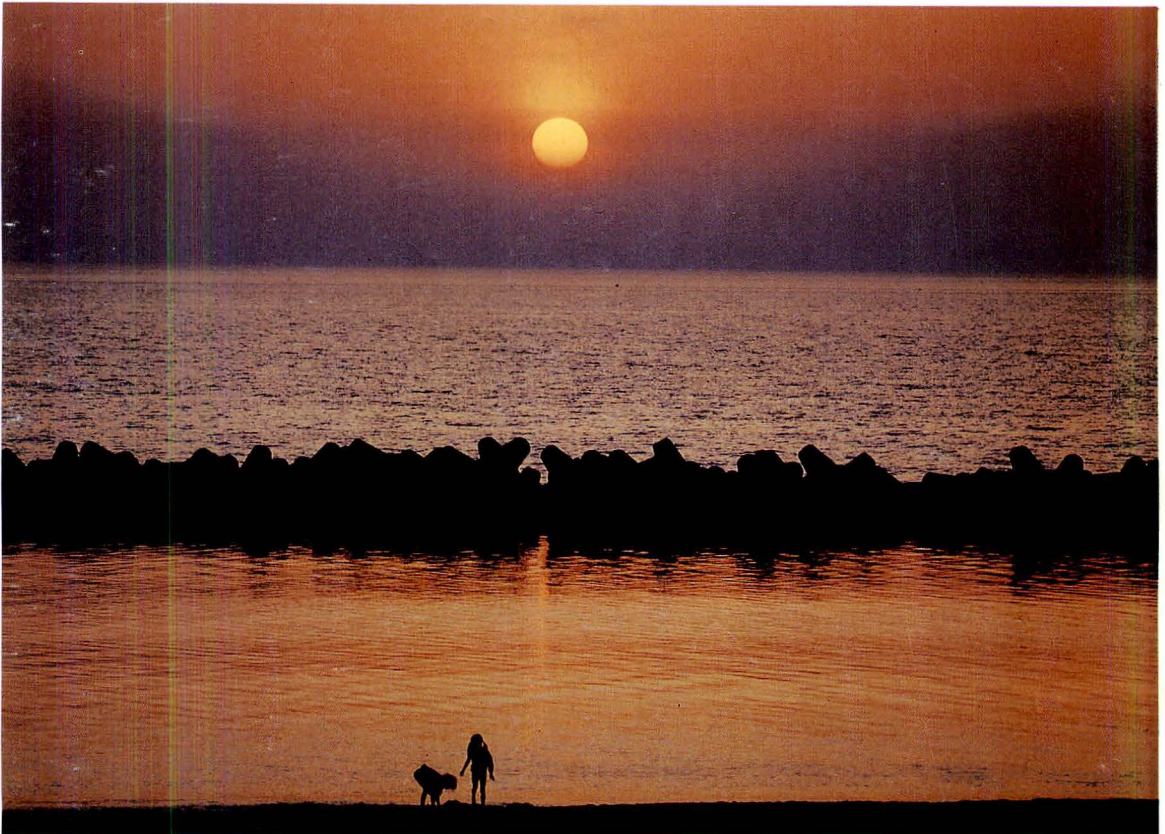
東京都町田市原町田3-4-4
町商会館内

TEL. 0427 (26) 2453
(26) 4132

発行日 昭和62年8月12日

第23号(通刊51号)

昭和62年
盛夏号



瀬波海岸の夕日(新潟県)

撮影・今福克保・会員(株)いまふく代表取締役

題字は三田村宗吾町田税務署長

目 次	
着任のご挨拶(町田税務署署長・副署長)…… 3	部会だより(婦人部会・青年部会・源泉部会)……15
第7回通常総会報告…………… 5	委員会報告(厚生委員会・研修委員会)……………20
昭和62年度改正税法(一部)のお知らせ……11	相続税の節税策(3つの節税策と問題点)……23
法人税解説シリーズ(底地と借地権とは…13 取得日に違いがある)	役員編成名簿……………27
	税務署からのお知らせ……………34

＝増やそう法人会員＝



ご挨拶

社団法人 町田法人会会長 三橋 忠正

本日第七回通常総会の開催に際しまして、吉井署長始めご来賓の方々並びに法人会の皆様には公私ご多忙の中、多数ご出席を賜りまして誠に有難うございました。

平素、当会の運営につきましては税務当局並びに会員の皆様に格別のご支援ご尽力を賜わり心より厚く御礼申し上げます。別項ご報告の通り六議案のご承認を頂きました。二百六十数回に亘る諸会議、事業報告の豊富な内容をご覧頂くとき社団化発足時よりの役員各位の並々ならぬご努力、ご研鑽と会員諸兄のご協力に衷心より敬意を表し感謝を申し上げる次第でございます。

本年度の役員改選にあたりましては長年ご指導ご尽力を賜りました数名の方々都合によっての退任もあり、新任役員の運営上の問題と会の一層の発展を願って地区組織の再分割を行ないました。皆様の所属地区会名も変わりますので新地区会への変わらぬご支援をお願い申し上げます。

新年度は「良識ある経営者の団体」としての基本理念を堅持し、事業計画もその大綱においては前年度を踏襲し、社会的重責をふまえつつ、事業計画案に記載の通り種々の重点事項を具体的に計画・実施致してまいる所存でございます。

会員増強による加入率の向上、組織の充実強化、事業活動の拡大等各委員会、各部会共既に様々な施策、運営に入っておりますがこれらの推進は会員皆様のご指導ご協力によってのみ達成されるものであり、今後一層のご助力を懇願致すものであります。

今回も会長としてご推薦頂き感謝に堪えません。皆様のご支援によりまして責務を全うする所存でございますので宜しくご指導ご鞭撻下さいますようお願い申し上げます。私の挨拶と致します。



5月15日、ラポール千寿閣にて第7回通常総会を開催。



着任のご挨拶

町田税務署長 三田村 宗 吾

残暑厳しいおり、社団法人町田法人会の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の異動により東京国税局調査二部から町田税務署長として着任いたしました三田村でございます。前任の吉井署長同様ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社団法人町田法人会は、80%近い加入率を誇り東法連傘下の46法人会の中でも、特に立派な成績を取られておられるとお聞きしております。これも三橋会長をはじめ役員の皆様方のご努力の結果のあらわれと誠に心強く感じている次第であります。

申すまでもなく、申告納税制度が円滑に行われるためには、一人でも多くの方に「税の良き理解者」になっていただくことがぜひ必要であります。どうか貴会におかれましては、今後とも署との連携を密にして、会勢の拡大・魅力ある事業活動の推進等に積極的に取り組まれますようお願い申し上げます。

署といたしましても皆様方との連携を優先事項として支援する所存でありますので何とぞよろし

くお願いいたします。

皆様ご存知のように、昨今、税制改革論議が国会で論じられ今ほど国民の目が税に向けられた年はなく、また、海外に目を転じますれば多額の貿易黒子を有する日本の企業に対する風当たりが大きく、税務行政をとりまく環境は年々厳しさを増してきております。

私共税務行政に携わる者に課せられた使命は、適正、かつ公平な課税の実現を図ることにあります。このため、善良な納税者に対しては信頼される税務署を目指し、一方、悪質な納税者に対しては厳しい姿勢で臨む所存であります。

どうか会員の皆様には、皆様方の会活動がますます重要な意味を持つものになっていることをご認識くださいます。なお一層活発な会活動を展開され税務行政にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、社団法人町田法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健康と事業のご繁栄を祈念いたしまして着任のご挨拶といたします。



着任のご挨拶

町田税務署副署長 小野寺 宗 隆

社団法人町田法人会の皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

この度の異動で河内前副署長の後任として、東京国税局人事第二課から転任いたしました小野寺でございます。前副署長同様よろしくようお願い申し上げます。

町田法人会は、地域社会に密着し各種研修会をはじめ会員のニーズに即した講演会等を積極的に

開催されていると伺っております。

私も着任後、定例理事会に出席させていただき、三橋会長をはじめ各役員の方々が会活動で大変熱心に進められるご様子を拝見し、改めて強い感銘を受けた次第です。

ところで、税制の抜本的改革が論議されたのに伴い、税に関する関心はかつてないほどの関心をもたれております。また、急速な円高をはじめ経済環境の目まぐるしい変動は、企業経営に様々な

影響を与えていると思っております。

こうした中で私共は充実した調査、適切な指導、相談、広報を4本柱として皆様の信頼に応えるよう努力を傾けて参りたいと考えております。

町田法人会の皆様には厳しい経済情勢に迅速、かつ、的確に対応され魅力ある会活動を更に推進されますよう希望いたしております。また、少し

でも多くの会員のお仲間をお誘いいただき、税務行政に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、町田法人会のますますのご発展と会員の皆様の事業のご繁栄を祈念いたしまして、就任のご挨拶といたします。

町田税務署異動のお知らせ

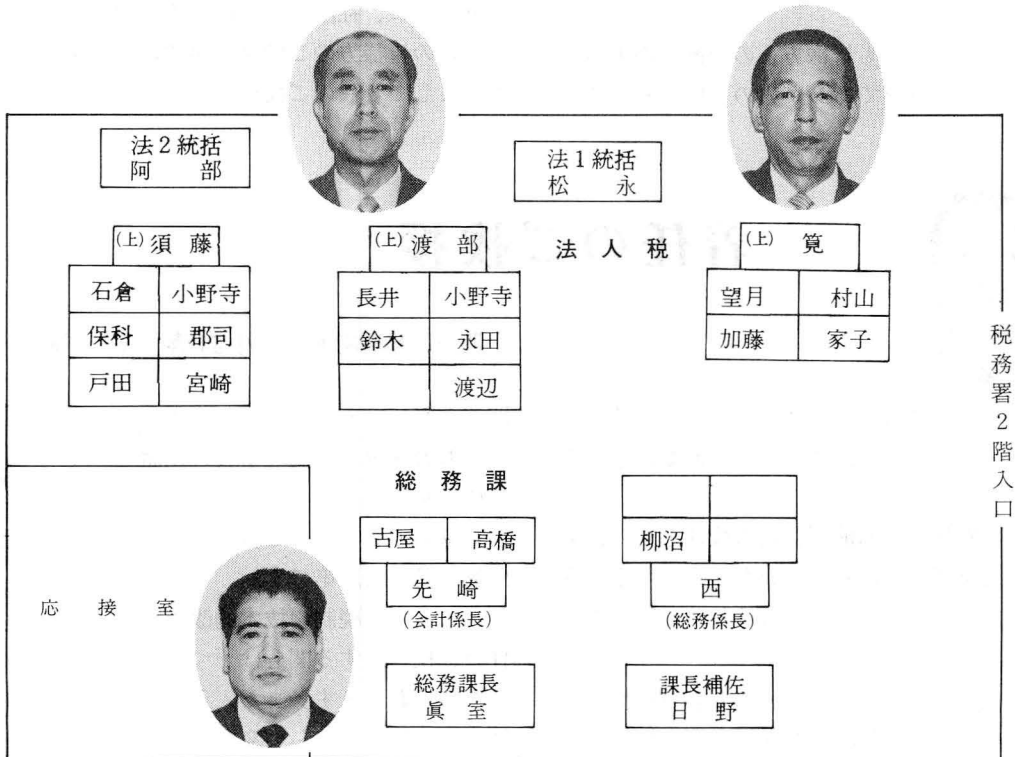
◆ 転 入

所 属	氏 名	前 任 署
署 長	三田村 宗 吾	局、調査2部、統括官
副 署 長	小野寺 宗 隆	局、人事2課、課長補佐
総 務 課 長	眞 室 順	川崎北、所得税1、統括官
総務課長補佐	日 野 実	渋谷、法人税10、上席
法人税1統括官	松 永 裕 道	四谷、法人税3、統括官
法人税2上席	須 藤 正 勝	本郷、法人税5、上席

◆ 転 出

所 属	氏 名	転出先等
署 長	吉 井 良 造	雪谷、署長
副 署 長	河 内 秀 雄	東京国税不服審判所、 審判官
総 務 課 長	中 杉 長 平	税大、研究部、教授
総務課長補佐	石 垣 憲	局、調査1部、特官付主査
法人税1統括官	野 坂 哲 也	藤沢、相談官
法人税1上 席	河 野 弘	厚木、法人税、上席
法人税2上席	岩 本 正 勝	藤沢、法人税2、統括官

町 田 税 務 署 配 度 図



社団法人 町田法人会

第7回通常総会報告

第7回通常総会は去る5月15日、相模原市のラポール千寿閣に於て開催されました。

午後3時10分、杉浦信男常任理事司会のもと、鈴木英正副会長の開会のことばにより開会。三橋忠正会長が議長に選任され、議事録署名人を選出し議事に移行しました。

議事録署名人

木下公福 町田市相原町1734

石川洋一郎 町田市能ヶ谷991

第1号議案 昭和61年度事業報告承認の件

尾辻胖総務副委員長が報告

第2号議案 昭和61年度決算報告並びに監査報告承認の件

決算報告については高屋浩一事務局長が報告。監査については岩沢正義監事が報告。第1、第2号議案が一括上程され、全会一致で承認されました。

第3号議案 昭和62年事業計画(案)承認の件。

尾辻胖総務副委員長が提案。

第4号議案 昭和62年度収支予算(案)承認の件

高屋浩一事務局長が提案、

第3、第4号議案が一括上程され、全会一致で承認されました。

第5号議案 定款一部変更(案)承認の件

岩波弘介総務委員長が提案理由を説明、これも全会一致で承認されました。

第6号議案 任期満了に伴う理事、監事選任の件

三橋忠正会長より上程、議長一任との会員の要望に従って選考委員会(委員長岩波弘介)が組織され、審議の結果40名の理事と3名の

監事が提案され、全会一致で承認されました。

引き続き別室に於て新理事による第一回理事会が開催され互選の結果、正副会長、常任理事、理事、監事が決定、発表されました。

以上で議事は終了、三橋忠正新会長の挨拶のあと、会員増強功労者並びに退任理事への表彰状と感謝状の贈呈式が行なわれ、功労者を代表して木下公福氏が謝辞、今後も会員増強に一層の努力をする旨の決意が表されました。

続いて来賓紹介があり、吉井良造町田税務署長よりお祝いのことばをいただき、当町田法人会の



全議案とも全会一致で承認されました。

充実した事業内容と高組織率維持に対して深甚なる敬意が表されました。

このほか、澄田友三郎町田都税務事務所長、町田市長代理笠原邦雄助役、早川昇東京税理士会町田支部長より、ご鄭重な祝辞をいただきました。

石井儀一副会長の閉会の辞により、本会は厳粛の裡にもなごやかに終了、第二部の懇親会へと移りました。

第二部 は金子仙太郎常任理事の司会で開会、

河内秀雄町田税務署副署長の乾杯、加藤二郎町田大に催されました。
 商工会長の来賓ご祝辞をまじえて、なごやかに盛

ご来賓者名簿

町田税務署 署長	吉井良造 殿
副署長	河内秀雄 殿
法人税第一部門統括官	野坂哲也 殿
法人税第二部門統括官	阿部正也 殿
法人税第一部門指導官	渡部正晴 殿
町田都税事務所 所長	澄田友三郎 殿
町田市役所 市長代理 助役	笠原邦雄 殿
東京税理士会 町田支部 支部長	早川昇 殿
大同生命保険相互会社 厚木支社長	石田拓 殿
アメリカン・ファミリー生命保険会社 八王子支社長	藤森剛 殿
A I U 保険会社 八王子支店長代理	弓達隆章 殿
N P 通信社 社長	会田晴宣 殿
N P 通信社 相談役	三谷政文 殿
町田タイムズ社 (武相新聞) 社主	山根吉人 殿
(株)町田ジャーナル社 主幹	堀江泰紹 殿

議案の概要

第1号議案 昭和61年度事業報告

- (財) 全国法人会総連合関係 行事16回
- (社) 東京法人会連合会関係 行事53回
- 三多摩法人会連合会関係 行事14回
- 町田法人会関係 (会議) 総会1回 監査1回、
定例理事会11回、役員会9回、会員数調査定
例会12回、委員会13
回、地区役員会13回、
(事業) 公開講演会
1回、地区研修会3
回、年末調整事務等
説明会6回、初級実
務簿記講習会9回、
中級実務簿記講習会
9回、新設法人税務
説明会12回、決算法
人税務説明会12回、
金融経営相談8回、
(関連行事) 11回、
(部会) 源泉部会関
係諸行事10回、青年
部会関係諸行事30回、

婦人部会関係諸行事31回、(その他) 陳情・
 昭和61年11月21日、62年度税制改正要望事項
 について地元選出衆議院議員石渡照久、石川
 要三、斉藤節、山花貞夫の各議員に対し、(社)
 東京法人会連合会会長横川正三、(社)町田法人
 会会長三橋忠正連記にて陳情を行った。



第二部の懇親会はなごやかに和気合々と。

第2号議案 昭和61年度決算報告並びに監査報告 自昭和61年4月1日～至昭和62年3月31日

I 収支計算の部 1. 収入の部

(単位:円) △は減を示す

科目		予算額	決算額	差異	摘要
款	項				
	会費収入	2,447,480	2,383,710	△ 637,700	期末会員数(2,646社)
	基本財産運用収入	200,000	256,750	56,750	基本財産 定期預金利息
	補助金収入	2,500,000	2,981,050	481,050	全法連、東法連大型保障謝金等
	雑収入	600,000	1,004,105	404,105	簿記講習会等
	受取利息	100,000	77,348	△ 22,652	普通預金利息
	前期繰越収支差額	2,610,543	2,610,543	0	
収入合計(A)		3,048,534	3,076,896	28,153	

2. 支出の部

科目		予算額	決算額	差異	摘要
款	項				
業費	講習講演会費	2,000,000	2,110,298	110,298	各種税法説明会、簿記講習会、講演会等
	研究懇談会費	400,000	288,440	△ 111,560	税務懇談会費等
	地区、支部運営費	2,000,000	2,000,000	0	地区、支部運営活動費
	会報発行費	2,640,000	2,467,970	△ 172,030	会報、法人会ニュース発行費用
	連合会会報費	694,000	592,640	△ 101,360	法人の税務購入費
	広報費	550,000	542,600	△ 7,400	電話、電柱看板及び広告料
	連合会費	500,000	518,720	18,720	東法連、三法連会費等
	会員増強推進費	200,000	359,000	159,000	会員勧奨費用
	行事費	3,000,000	1,933,727	△ 1,066,273	通常総会費用、各部会の行事費用等
	通信費	1,955,000	2,925,065	970,065	行事等案内通信用及び法人の税務、本年度新規ニュース発送費
	印刷製本費	650,000	717,000	67,000	会員章の作成費及び封筒等
事業費計		14,589,000	14,455,460	△ 133,540	
管理費	給料手当	9,000,000	8,630,642	△ 369,358	職員給与並びにパートタイマー支出
	退職給与引当金繰入	-	-	-	
	退職金	-	-	-	
	福利厚生費	100,000	42,837	△ 57,163	雇用保険料、勤労者互助会会費等
	役員会費	450,000	444,200	△ 5,800	定例理事会等
	委員会費	250,000	95,430	△ 154,570	各委員会の会議費用
	旅費交通費	500,000	553,290	53,290	役員員及び職員交通費
	消耗品費	100,000	64,293	△ 35,707	写真関係費等
	事務用品費	400,000	381,556	△ 18,444	事務用品等
	水道光熱費	250,000	208,089	△ 41,911	事務所ガス、電灯並びに共益費
	家賃	1,032,000	1,032,000	0	事務所家賃
	支払手数料	600,000	554,720	△ 45,280	三井ファイナンス委託手数料
	電算購入繰入	500,000	500,000	0	電算購入積立金
	備品購入費	100,000	85,190	△ 14,810	写真機及び冷蔵庫
	慶弔費	100,000	70,000	△ 30,000	会員関係慶弔費
	渉外費	350,000	222,840	△ 127,160	各種団体祝金等
	図書費	100,000	104,000	4,000	税務関係新聞購読料等
	雑費	10,000	0	△ 10,000	
	諸税公課	100,000	16,000	△ 84,000	収入印紙
管理費計		13,942,000	13,005,087	△ 936,913	
事業費・管理費計		28,531,000	27,460,547	△ 1,070,453	
	車輛費	-	-	-	
	会館積立金	1,000,000	1,000,000	0	
	予備費	954,343	0	△ 954,343	
支出合計(B)		30,485,343	28,460,547	△ 2,024,796	
次期繰越収支差額(C=A-B)		0	2,306,349	2,306,349	

以上の通り報告致します。

昭和62年4月21日

社団法人 町田 法人会

会長 三橋 忠正

以上の決算書類を監査したところ、適正かつ正確であることを認め報告します。

昭和62年4月21日

監事 岩 沢 正義 ㊟ 監事 加 藤 忠 男 ㊟

監事 村 田 清 ㊟

第3号議案 昭和62年度事業計画

法人会の行動の基本は、「良識ある経営者の団体」であるとの観点から、社会的責任が重くなりつつあることに鑑み、昭和62年度における事業計画はその大綱において前年度を踏襲するが、行動の基本的理念をふまえ重点事項及び具体的な事業計画は次のとおりとする。

重点事項

1. 会員増強と加入率の向上

多年にわたる努力の結果、会員数及び加入率は相当高い水準に達した。しかし、新設法人の恒常的増加、転出入による会員の移動が激しいので、会活動の目的達成のためなお一層会員増強運動を推進し、加入率の維持・向上に努める。

2. 組織の充実強化

支部組織の強化等により地区会の活動基盤が整備されたが、なお一層の充実を図るため、各委員会組織の活発な活用と、これに連動した地区会との結びつきを強固にし、組織活動が十分発揮できるよう配慮する。

3. 事業活動の拡大

本年度においては、効果的な事業活動を実施するため委員会と地区会、部会との緊密な連携のもとに主体事業を拡大し、会員企業の経営に役立つ、

キメ細かい事業の実施に努める。



尾辻総務副委員長が事業計画案を提案。

第5号議案 定款一部変更承認の件

社団法人 町田法人会 定款

現 行	変 更
第4章 役員	第4章 役員
第13条 (役員の種類) 本会に次の役員を置く。	第13条 (役員の種類) 本会に次の役員を置く。
理事 40名以内	理事 35名以上40名以内
うち 会長 1名	うち 会長 1名
副会長 2名	副会長 2名
専務理事 1名	専務理事 1名
常任理事 15名以内	常任理事 15名以上25名以内
監事 3名以内	監事 3名以内

第4号議案 昭和62年度 収 支 予 算

昭和62年4月1日～至昭和63年3月31日

1. 収入の部

(単位：円) △は減を示す

科 目	昭和62年度 予 算 額	昭和61年度 予 算 額	増 減	摘 要
基本財産運用収入	200,000	200,000	0	基本財産定期予金利息
会 費 収 入	24,582,600	24,474,800	107,800	2646社 期首+期中
補 助 金 収 入	4,087,325	2,500,000	1,587,325	全法連、東法連大型保障謝金等
受 取 利 息	50,100	100,000	△ 49,900	普通預金利息
雑 収 入	610,000	600,000	10,000	簿記講習会等
退職給与引当金取崩益	0	0	0	
当期収入合計(A)	29,530,025	27,874,800	1,655,225	
前期繰越収支差額	2,306,349	2,610,543	△ 304,194	
収入合計(B)	31,836,374	30,485,343	1,351,031	

2. 支出の部

事業費	講習講演会費	2,380,000	2,000,000	380,000	税法説明会、簿記講習会、講演会等
	研究懇談会費	400,000	400,000	0	税務懇談会費等
	地区、支部運営費	2,000,000	2,000,000	0	地区、支部運営活動費
	部会運営費	1,600,000	0	1,600,000	専門部会運営活動費
	会報発行費	3,960,000	2,640,000	1,320,000	会報、法人会ニュース及び会員名簿印刷費
	連合会会報費	620,000	694,000	△ 74,000	「法人の税務」購入費
	広 告 費	550,000	550,000	0	電柱、電話柱看板材料及び広告料等
	連合会費	500,000	500,000	0	東法連、三法連会費等
	会員増強推進費	400,000	200,000	200,000	増強月間運動諸費用
	行 事 費	1,270,000	3,000,000	△ 1,730,000	通常総会費用等
通 信 費	2,370,000	1,955,000	415,000	法人の税務等発送及び行事等案内通信費用	
印 刷 製 本 費	250,000	650,000	△ 400,000	封筒、帯封費用等	
事業費計	16,300,000	14,589,000	1,711,000		
管理費	給 料 手 当	9,400,000	9,000,000	400,000	職員給与と交通費並びにパートタイマー支出
	退 職 職 金	0	0	0	
	福 利 厚 生 費	100,000	100,000	0	雇用保険、勤労者互助会費
	役 員 会 費	450,000	450,000	0	定例理事会等費用
	委 員 会 費	250,000	250,000	0	各委員会、会議費用
	旅 費 交 通 費	200,000	500,000	△ 300,000	役職員交通費
	消 耗 品 費	80,000	100,000	△ 20,000	写真関係費等
	事 務 用 品 費	400,000	400,000	0	事務用品及び複写機関係費
	水 道 光 熱 費	230,000	250,000	△ 20,000	事務所、ガス、電灯料他
	家 務 家 賃	1,032,000	1,032,000	0	事務所家賃
	支 払 手 数 料	600,000	600,000	0	三井ファイナンス委託手数料
	慶 弔 費	100,000	100,000	0	会員供花代他
	渉 外 費	300,000	350,000	△ 50,000	関連団体、対外的慶弔
函 書 費	100,000	100,000	0	税務関係図書購入費用	
雑 諸 費	10,000	10,000	0		
諸 税 公 課	50,000	100,000	△ 50,000	印 紙 代	
管理費計	13,302,000	13,342,000	△ 40,000		
事業費・管理費計	29,602,000	27,931,000	1,671,000		
備 品 購 入 費	100,000	100,000	0	固定資産取得支出 ガス温風機	
退職給与引当金繰入	440,000	0	440,000	特定預金支出 職員分	
電 算 購 入 繰 入	500,000	500,000	0	" 電算購入積立金	
会 館 積 立 金	1,000,000	1,000,000	0	" 会館建設積立金	
予 備 費	194,374	954,343	△ 759,969		
当期支出合計(C)	31,836,374	30,485,343	1,351,031		
当期収支差額 (A) - (C)	△ 2,306,349	△ 2,610,543	304,194		
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	0	0		

昭和61年度

会員増強功勞者表彰者名簿

(敬称略)

株式会社	マルカワ	小川量司	八昭印刷株式会社	上村徳次
有限会社	クラウン興業	木口正	丸川スレート株式会社	野川清
有限会社	ハッピーストア	木下公福	有限会社 加藤電機	加藤勝男
株式会社	中野屋	杉浦信男	有限会社 日比野電子計器	日比野忠雄
丸中興産株式会社		青木正保	共栄工業株式会社	宇佐美辰朗
株式会社	内藤電誠町田製作所	内藤幸彦	岩波建設株式会社	岩波弘介
萩生田産業株式会社		萩生田博	有限会社 金子組	金子栄市
株式会社	鈴加	鈴木英正	平出食品工業株式会社	平出雅章
株式会社	三和	小山克己	ワタヤ商事株式会社	加藤史朗
株式会社	弘文堂	植木一郎	有限会社 市川コンクリート工業所	市川和男
有限会社	古関商店	古関隆幸	有限会社 しんぞかや	木目田元
株式会社	マルサ園芸	佐藤政二	有限会社 藤田彫刻工業	藤田正之
有限会社	クローバー	伊田貞子	有限会社 鈴木板金工業	鈴木寿一
相模工機株式会社		大川健次	株式会社 金子商店	金子仙太郎
株式会社	相武冷凍センター	田中栄	株式会社 総合図書	藤田義徳
相武石油有限会社		青木幸雄	株式会社 愛洋商事	石川洋一郎
河内石油有限会社		河内一	有限会社 山本工務店	山本義定
有限会社	杉山商店	杉山英夫	有限会社 忠生造花店	金子秀夫
株式会社	加藤組	加藤三郎	有限会社 若林工務店	若林忠次
有限会社	丸孝家具店	八木下正男	有限会社 池田工務店	池田博
株式会社	マツヤマ	松山在九	株式会社 協和精密工業	石川光男
有限会社	北村建築設計事務所	北村紀一	株式会社 中島工務店	中島祐治
有限会社	泰和	渋谷朝泰	有限会社 ナカジマ宣伝社	中島唯良
株式会社	タカオ	高尾二芳	有限会社 斎藤楽器製作所	斎藤光次
有限会社	日栄	島村勝保	株式会社 高瀬鉄工	高瀬昇

退任役員お名前

中島貞雄	なかじま商事(株)
森山兼光	(株) 森山商事
高尾伸	高尾建設(株)
市川武雄	(株)市川シート製作所
川口修一	中央消防機器(株)
前田国太郎	(有)前田
岩村英雄	(株)アイコー
中里猪一	(株)中里ハウジング
前田敏一	株式会社 エビスヤ

(敬称略)

物故役員お名前

飯田直敏	株式会社	飯田屋本店
吉川己代一	株式会社	吉川百貨店
鳥海旧三	有限会社	寿し久
五十子賢治	株式会社	五十子商店

ご冥福をお祈り致します。

(敬称略)

昭和62年度

改正税法のあらまし

— 租税特別措置法の改正 (主要項目のみ) —

町田税務署 上席指導官 渡部正晴

施	項 目	改 正 の 内 容 等	適 用 期 間 等
1	事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却	<p>一定の事業基盤強化設備を取得した場合に30%の特別償却を認める制度が創設された。</p> <p>1. 対象法人</p> <p>イ. 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法(事業転換法)による指定事業(円高不況業種を中心に170業種を指定)を営む資本金1億円以下の中小企業者。</p> <p>ロ. 事業転換法による認定中小企業者。</p> <p>ハ. 下請中小企業振興法上の下請業者で、同法上の特定親事業者への売上が売上総額の2割以上となっている中小企業者。</p> <p>ニ. 卸売業、小売業、一定のサービス業を営む法人(中小企業者に限定されない。)</p> <p>(注) 一定のサービス業とは、物品賃貸業、旅館業、洗濯業、理容業、美容業、公衆浴場業、映画業、娯楽業、駐車場業、自動車整備業、情報サービス業、広告業などであり、風俗業と同関連業は除外されている。</p> <p>2. 対象設備等</p> <p>イ. 「1」のイ～ハの法人……機械及び装置(機種指定なし)で取得価額が240万円以上のもの。</p> <p>ロ. 「1」のニの法人のうち、資本金1億円以下の中小企業者……取得価額240万円以上の機械・装置及び取得価額100万円以上の器具・備品(いずれも機種指定なし。ただし、電子計算機については性能要件を告示指定)</p> <p>ハ. 卸売業又は小売業を営む資本金1億円超の法人……取得価額240万円以上の機械・装置及び取得価額100万円以上の器具・備品で一定のもの(いずれも対象機種を告示指定。)</p> <p>ニ. 一定のサービス業を営む資本金1億円超の法人……取得価額100万円以上の器具・備品で一定のもの(対象設備を告示指定。)</p> <p>3. 特別償却率</p> <p>「2」に掲げた設備を「1」のイの「指定事業」以外の事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却が認められる。(例外あり。右欄参照)</p> <p>なお、特別償却に代えて税額控除(取得価額の7%)を選択することもできる。税額控除はリースで借り受けている資産についても、一定の要件を満たすことを条件に適用がある。</p>	<p>昭和62年4月1日から昭和64年3月31日までの間に取得等して「指定事業」以外の事業の用に供したものについて適用する。</p> <p>ただし「1」のイの法人と「1」のニの法人については、現在営んでいる指定事業の用に供しても適用を受けられる。</p>
2	特定設備等の特別償却	<p>1. 既設の「公害防止用設備」を更新する場合には、特定の設備(告示指定される)を除き、特別償却の対象から除外された。</p> <p>2. 「無公害化生産設備」と「特定産業構造改善用設備」の特別償却が廃止された。</p> <p>3. 特別償却率が次のとおりとされた。</p> <p>イ. 公害防止用設備…22% (改正なし)</p> <p>ロ. 工業用水道等への転換設備…15% (改正前16%)</p> <p>ハ. 廃棄物再生処理用設備…15% (改正前16%)</p> <p>ニ. 省エネルギー・石油代替エネルギー設備…14% (改正前18%)</p> <p>ホ. 電線類地中化設備…16% (改正なし)</p> <p>ヘ. 海上運送業用船舶…12% (改正前14%) ただし、特定の近代化船については18%が維持されている。</p> <p>ト. 定期航空運送業用大型航空機…9% (改正前10%)</p> <p>チ. 中小小売商業用の共同利用施設及び店舗用建物等…8% (改正なし)</p>	<p>原則として、昭和62年4月1日以後に取得等して事業の用に供するものから改正後の規定が適用される。従って、昭和62年3月31日までに取得等されたものは、たとえ事業供用が4月1日以後になっても改正前の規定が適用される。なお、3ロについては、62年4月1日以後に指定された地域内の井戸にかかる設備から適用される。</p>
3	民間事業者の能力の活用により整備される特定の施設の特別償却	<p>特別償却率を20% (改正前13%) に上げるとともに、対象となる特定の施設について、その取得又は建設に要する資金が10億円以上のものに限定する改正が行われた。</p> <p>取得等に要する資金が10億円かどうかは、その施設の敷地の取得費、借入金の子を含めないで判定する。</p> <p>なお、対象となる特定の施設とは、研究開発施設や国際会議場などで一定の要件を満たすものとされている。</p>	<p>改正後の規定は、昭和62年4月1日以後に取得等して事業の用に供したものから適用され、同日前に取得されたものは改正前の規定が適用される。</p>

No.	項 目	改 正 の 内 容 等	適 用 時 期 等
4	地震防災対策用資産の特別償却	<p>1. これまで特別償却の対象とされていた動力消防ポンプ、感震装置などの特別償却率が15%（改正前16%）に引き下げられた。</p> <p>2. 地震防災のために行う工事によって取得される建物の部分（資本的支出となる部分）について、以下の内容の特別償却が新たに認められることになった。</p> <p>イ. 対象法人…大規模地震対策措置法の指定区域や、首都圏や近畿圏の既成市街地などに、昭和54年4月1日前に建築された3階以上の建物を所有する法人</p> <p>ロ. 対象工事…「イ」の建物の外壁、窓などに対する地震防災のための改修工事で、工事の内容が建設大臣の定める基準に合致している旨の証明を受けたもの。</p> <p>ハ. 特別償却率…8%</p> <p>3. 適用期限が昭和64年3月31日までに延長された。</p>	同 上
5	高度技術工業用設備の特別償却	<p>1. 特別償却の対象に、テクノポリス地域内で取得される、他人の用に供するためのプログラムを作成する作業場用の建物が追加された。特別償却率は15%（改正なし）である。</p> <p>2. 適用期限が昭和64年3月31日まで2年間延長された。</p>	同 上
6	産業構造転換用設備等の特別償却	<p>以下の内容の特別償却制度が創設された。</p> <p>1. 産業構造転換円滑化臨時措置法の認定事業者等が取得して事業の用に供する機械装置（告示指定される。）に15%の特別償却を認める。ただし、特定不況地域（指定される。）において取得等される場合には、特別償却率が20%にカサ上げされる。</p> <p>2. 特定船舶製造業経営安定臨時措置法の認定事業者が取得して事業の用に供する一定の機械装置（告示指定される。）に15%の特別償却を認める。</p>	昭和62年4月1日から昭和64年3月31日までの間に取得等された設備について適用される。
7	低開発地域等における工業用機械等の特別償却	<p>1. 産炭地域のうち、昭和61年4月1日以後に石炭の採掘が中止された鉱山の所在する市町村として指定される地域について、特別償却率を一般の産炭地域より高率にすることとされた。</p> <p>2. 特定地域中小企業対策臨時措置法の特定地域が対象に加えられた。</p> <p>3. 特別償却率は次のとおりとされた。</p> <p>イ. 低開発地域工業開発地区、農村地域工業導入地区、半島振興対策実施地域…機械等16%（改正なし）、建物等8%（改正なし。）</p> <p>ロ. 過疎地域…機械等15%（改正前16%）、建物等8%（改正なし。）</p> <p>ハ. 産炭地域…機械等15%（改正前16%）、建物等8%（改正なし。）</p> <p>ニ. 産炭地域のうち一定の地域（「1」の地域）…機械等22%、建物等11%（いずれも新設。）</p> <p>ホ. 特定地域…機械等22%、建物等11%（いずれも新設。）</p> <p>ヘ. 沖縄の工業開発地区…機械等34%（改正なし）、建物等20%（改正なし。）</p> <p>ト. 沖縄の自由貿易地域…機械等50%（改正なし）、建物等25%（改正なし。）</p>	改正後の規定は昭和62年4月1日以後に取得等をして事業の用に供するものから適用される。 62年3月31日までに取得等して事業の用に供されるものについては改正前の規定が適用される。
8	中小企業者の技術開発用機械等の特別償却	適用期限が昭和64年3月31日までの2年間延長され、機械等にかかる特別償却率が15%（改正前16%）に引き下げられた。ただし、建物等については8%の特別償却率が維持された。	同 上
9	中小企業者の機械等の特別償却	<p>1. 適用対象となる機械等の金額基準が、中小企業者の機械装置、医療用機械等がいずれも160万円以上（改正前140万円以上）に引き上げられた。</p> <p>2. 適用期限が昭和64年3月31日まで2年間延長された。</p>	同 上
10	中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却	<p>1. 中小企業構造改善計画にかかる機械等、繊維工業の構造改善事業計画にかかる機械等について、いずれも適用期限が昭和64年3月31日まで2年間延長された。</p> <p>2. 「1」の対象設備の割増償却率が24%（改正前27%）に引き下げられた。</p>	同 上
11	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	<p>1. 割増償却率が、機械等については15%（改正前16%）に、工場用建物等については21%（改正前23%）にそれぞれ引き下げられた。</p> <p>2. 適用期限が昭和64年3月31日まで2年間延長された。</p>	同 上
12	新築貸家住宅等の割増償却	<p>1. 対象となる家屋の床面積基準の上限が、200㎡（改正前165㎡）に引き上げられた。</p> <p>2. 割増償却率が次のようにされた。</p> <p>イ. 耐用年数45年未満の貸家住宅…34%（改正前42%）</p> <p>ロ. 耐用年数45年以上の貸家住宅…55%（改正前65%）</p> <p>ハ. 特定再開発建築物…24%（改正前30%）</p> <p>3. 適用期限が昭和64年3月31日まで2年間延長された。</p>	同 上
13	特定備蓄施設等の割増償却	<p>1. 割増償却率が次のようにされた。</p> <p>イ. 石油ガス貯蔵施設…30%（改正前32%）</p> <p>ロ. 近代化営業用倉庫…24%（改正なし）</p> <p>ハ. 穀物用サイロ…24%（改正なし）</p> <p>2. 石油ガス貯蔵施設について、適用期限が昭和64年3月31日まで2年間延長された。</p>	同 上
14	鉱業用坑道等の特別償却	適用期限が昭和64年3月31日まで2年間延長された。	同 上
15	植林費の損金算入の特例	損金算入限度額が、植林費の25%相当額（改正前27%相当額）に引き下げられるとともに、適用期限が昭和64年3月31日まで2年間延長された。	昭和62年4月1日以後に支出されるものから適用される。
16	鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却	<p>1. 特定地域中小企業対策臨時措置法に基づく計画に係る特定組合の負担金が対象に加えられた。</p> <p>2. 適用期限が昭和64年3月31日まで2年間延長された。</p>	同 上



法人税解説シリーズ

町田税務署 首席指導官

渡部 正晴

底地と借地権とでは取得日に違いがある

借地権を消滅させて譲渡した場合の土地重課税

調査官はここを否認した

A社は、20年前に取得した土地（3,000㎡、簿価5千万円）の全部をB社に賃貸していたが、今度、この土地を売却することとし、B社に1億円の立退料を支払い、更地にした上で、1年後に3億円でC社に売却した。

そこで、A社では、譲渡利益を1億5千万円（ $\frac{\text{譲渡対価}}{3\text{億円}} - \frac{\text{譲渡原価}}{(5\text{千万円}+1\text{億円})}$ ）として、申告書を提出したが、20年来保有してきた土地であるため、土地重課税の申告は行わなかった。

ところで、税務調査で、B社から取得した借地権部分については、土地重課税の対象とすべきであるとして更正された。

なぜ否認されたか

土地重課税とは、法人が土地の売買で得た利益に対し、通常の法人税のほか特別税率による法人税を付加するもので、法人の土地投機を抑制することにより、地価の上昇を防止し、真の宅地供給を促進することを目的に設けられている制度です。

この土地重課税は、投機目的の短期所有の土地の売買に係る利益に課税しようとするものですから、長期保有（譲渡の年の1月1日までの保有期間が10年を超えるものをいいます）の土地は対象としていません。

従って、A社の場合には、20年間保有してきた土地ですから、本来的には、土地重課税の対象となるものではありません。

しかし、ここで注意を要するのは、この土地については、従来からB社に貸し付けていたということです。土地の賃貸は、原則として土地の一部譲渡とみなされますので、A社がB社に1億円の立退料を支払って更地としたことは、その時点で、その土地の賃貸部分を買戻し（取得）したことと同様の事情にあるといえます。

つまり、A社の場合、借地権設定部分の土地を1億円で取得し、これを更地とした上で譲渡したことになるため、借地権設定部分の土地の譲渡は、短期保有土地等となり土地重課税の対象とされます。

この場合に、3億円の譲渡対価を借地権部分の対価と、底地部分の対価にあん分しなければなりません。

具体的には、次により、譲渡対価および譲渡原価を区分することになります（措通63(2)―8、63(3)―

2)。

《譲渡対価》

旧借地権分……譲渡対価の額 × $\frac{\text{旧借地権部分につき支払った立退料等の額}}{\text{旧借地権の消滅時のその土地の更地価額}} \dots\dots\textcircled{1}$

旧底地分……譲渡対価 - ①

《譲渡原価》

旧借地権分…… $\frac{\text{旧借地部分につき支払った立退料等の額}}{\text{その土地の面積}} \times \frac{\text{譲渡した部分の土地の面積}}{\text{その土地の面積}}$

旧底地分…… $\left(\frac{\text{その土地の簿価}}{\text{その土地の面積}} - \frac{\text{旧借地権部分につき支払った立退料等の額}}{\text{その土地の面積}} \right) \times \frac{\text{譲渡した部分の土地の面積}}{\text{その土地の面積}}$

これにより、A社が納付すべき旧借地権分に係る土地重課税の額を計算すると、次のようになります。

譲渡対価の計算 $3 \text{ 億円} \times \frac{1 \text{ 億円}}{2.5 \text{ 億円}} = 1 \text{ 億}2,000 \text{ 万円} \dots\dots\textcircled{2}$

譲渡原価の計算 $1 \text{ 億円} \times \frac{3,000 \text{ m}^2}{3,000 \text{ m}^2} = 1 \text{ 億円} \dots\dots\textcircled{3}$

譲渡経費の計算 $1 \text{ 億円} \times (0.06 + 0.04) \times \frac{12}{12} = 1,000 \text{ 万円} \dots\dots\textcircled{4}$

譲渡利益金額の計算 $\textcircled{2} - \textcircled{3} - \textcircled{4} = 1,000 \text{ 万円}$

土地重課税の計算 $1,000 \text{ 万円} \times 20\% = 200 \text{ 万円}$

(注) 1. この場合の譲渡経費の計算は確定申告において土地重課税の申告がないので概算法により行うこととなります。

負債利子……年当たり 0.06

販売費および一般管理費……年当たり 0.04

2. 借地権消滅時の更地価額は、2億5,000万円とした。

アドバイス

① 借地権者が底地を取得した上で、その土地を譲渡した場合には、借地権の取得日が10年以上前であっても、底地の保有期間が10年未

満であれば、その底地部分は土地重課税の対象とされる。

② 合併により受け入れた土地等は、原則として、被合併法人の取得日が引き継がれる。

③ 交換、収用等、換地処分等に伴い取得して圧縮記帳した土地等は、その交換等により譲渡した旧土地等の取得日をもって取得したものとされる。



婦人部会第6回定時総会報告 役員を増やし部会活動の充実を

婦人部会会長 堤 敏子

5月26日定時総会を開催しました。署より野坂第一統括官、渡部指導官、親会より三橋会長、鈴木副会長のご出席をいただきました。

婦人部会設立以来、5年間皆様のご指導のおかげで大過なく歩いてまいりました。今後も目的にむかい親会のご指導に添うべく努力してゆきたいと思っております。ご多忙とは存じますが会員意識をもって各行事に参加して勉強してまいりましょう。当日は40名のご出席をいただきました。総会終了後に映画『マルサの女』を団体にて鑑賞いたしました。

本年度より役員6名、幹事14名に増員して部会の充実のため連絡を密にすることにしました。

婦人部会役員名簿

役職名	氏名	事業所
部会長	堤 敏子	(株)堤ビル
副部会長	中島 明江	なかじま商事(株)
〃	神蔵 玉江	神蔵興業(有)
会計	土方いよ子	(株)町田電子計算センター
会計監査	松山 節子	(株)マツヤマ
〃	三沢 靖代	(有)ミサワゴルフセンター
幹事	八木きよ子	(株)八木商店



総会には40名が出席。

役職名	氏名	事業所
幹事	坂田 弘子	(株)中野屋本店
〃	内山 宏子	(株)豊国屋商店
〃	青木美代子	(有)青木ガラス建工社
〃	佐瀬さち子	(株)昌電舎
〃	金子 ハナ	(有)金子組
〃	古谷 末子	(株)コタニ工務店
〃	藤田 耀代	鶴川石油(株)
〃	島野 好子	(有)シマノ
〃	川口八重子	中央消防機器(株)
〃	若林 悦子	(有)若林工務店
〃	佐藤キクエ	(有)町田工芸
〃	峯 匂似子	峰物産(株)

婦人部会見学研修会報告

婦人部副部会長 神蔵玉江

4月30日、32人を乗せたバスは、野津田町にある自由民権資料館に着きました。館長さんの説明によると、石坂、村野両氏は、政治家として活躍し、地域社会に民権運動を広め、集会場として使われた由緒ある凌霜館の跡地にこの建物が出来た

そうです。当時の名簿の多くの方々の子孫が現在も、町田にその氏を継いでおられる等のお話もありました。

続いてバスはTBS緑山スタジオに進みました。敷地8万坪と言われる中に、近代的建築を取り入



TBS 緑山スタジオを見学。

れ、太陽熱を利用した施設だそうです。場内の見学は、タレントさんの控室やお化粧室、そして、大道具、小道具に至るまででした。番組に必要な雑貨屋さん、一部の場面の居間や、横丁の路地まで作られておりました。その中で「ママはアイドル」と言う番組を収録しており中山美穂さんや、

三田村邦彦さんの撮影風景のひとつを、のぞくことが出来ました。そして照明や映写の方々が忙しく、働く様子も見学出来ました。路を隔てて西側には、タケシ城があり、見るも華かなこの城を近くまで行って見ることも出来ました。

バスの中では、税務署の指導官のお話もあり税金問答でちょっぴり頭を使った場面もありました。

最後に行った所は国際版画美術館でした。レンガ造りの建物に敷きつめた大理石にびっくりしました。オープンしたばかりとあって国宝級の品も多く、屏風の前では思わず歓声がるほどでした。歌舞伎版画が、数えきれないほどあり、じっくり見入る友の顔も綻びておりました。「一人ではなかなか時間がとれないが手近かな所で良いものを見学出来て良かった」と言って下さった方もあり嬉しい親睦の日でした。

部会だより

青年部会

青年部第9回 定期総会報告

青年部部会長 金子 仙太郎



金子青年部部会長が挨拶。

去る、5月21日午後6時より、町田市商工会館2F会議室において、第9回定期総会が開催された。当日は、署より野坂統括官、渡部指導官の臨席と、親会から三橋会長と石井副会長が出席し、加藤副部会長の司会で、前部会長尾辻相談役が議長となり、議案の審議を行った。

第1号議案から4号議案まで終り、つづいて第5号議案役員選任の件が審議され、新たに以下の新役員が選出承認された。

部会長 (株)金子商店 金子仙太郎、**副部会長** (株)二見屋金物店 相田修治、(有)綿屋呉服店 細野敏雄、(株)宝永堂 三橋信介、(株)いそべ 磯部寿一、

(有)髪切屋 佐藤允紀、(有)園部商部 園部昇、(株)バク建築設計事務所 久保田勝、ワタヤ商事(株) 加藤史朗、(有)煎茶屋 村松稠敏、(株)五智産業 沢海



親会より三橋会長、石井副会長が出席。

信弘、三共自動車(株) 河合彪、(有)中村工務店 中村甲子男、(株)朝日電工 富田佐二郎、(有)井上製材所 井上輝彰、会計 (有)細言精米店 細野利行、(株)タウンツーリスト 牧野正、**会計監査** 相武石油(有) 青木幸雄、(有)金子洋品店 金子正雄、**相談役** (株)中野屋 杉浦信男、(株)電巧舎 尾辻胖、都生工業(株) 中里正一 以上22名。

総会終了後、会場を移して懇親会を開催、今後の部会活動等を話題にしながら無事終了した。



ご来賓には野坂第一統括官と渡部指導官。

青年部会税務研修会 『同族会社の株式対策』を開催

今回の税務研修会については、定期総会の懇親会席上で計画が開始され、早くも6月18日に実施された。

研修会に先き立ち、

1. 町田税務署法人税第一部門野坂統括官は、「相続や贈与については、節税と脱税が紙一重という事もある。」
2. 石井副会長は、「会社の代表が世代を交代して持株を移す時には、様々な点に注意しなければならない。」

つづいて、金子部会長は、「普段は、関係がないと考えていても、相続というものは、一生に一度必ず訪れるので、今回の研修会で一つでも残るものがあれば、その時にあわてなくてすむかもしれ

ない。」等の挨拶の後、研修会に移り、第一部「同族会社の株式対策」と題して、資産税部門増田上席調査官と法人税第一部門渡部指導官を講師に、相談・贈与税を中心に説明があった。

さて、続く第2部では、アメリカンファミリー生命保険会社八王子支社長 藤森剛氏による講演「ガンの実態と予防」である。



渡部指導官が「同族会社の株式対策」についてご講演。



研修会の会場風景。

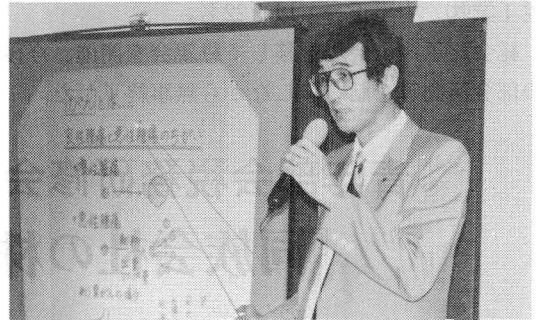


増田哲志資産税上席調査官が「同族会社の株式対策」について説明。

「既に時代は、ガンを出す時代である。」と言う事であったが、やはりそれには早期発見が必要なのは確かだ。ここで言う早期とは、細胞の1つ（人間の細胞は約60兆）が発ガンしてから約10年間を

言う。この時のガン細胞は、約1g。それが数年間で千倍（1kg）に増え手遅れになってしまうという事である。

ガンについては、これからも研究されていく事であろうが、現段階においてガンの予防に有効なものに定期検診の重要性が伺えた。



ガンについて講演するアメリカンファミリー生保八王子支社長藤森剛氏。

第6回ゴルフ教室開催、奮ってご参加を

日時 62年9月10日(木) 場所 府中カントリークラブ

お問い合わせ 事務局 ☎26-4132

部会だより

源泉部会

第1回研修会

『パートタイマーと雇用保険について』を開催

源泉部会長 四ヶ所 守

本年度第1回の研修会を、7月2日午後1時30分より町田税務署会議室において開催し、多数の参加者を得て内容の充実した研修会となった。

以下に講演要旨を報告します。

まず、法人税第1部門渡部指導官より62年1月1日からの改正点につき説明があった。

その1 宿日直料の非課税限度額が、1回につき2,300円に改正された。(旧1,600円)。

その2 社員旅行(国内・海外)については、

(1) 滞在日数が2泊3日以内であること。(2) 費用の50%以上を会社負担していること。(3) 参加者が総数の半数以上であること(支店・営業所単位でもよい) (1)~(3)の条件を満たした場合に限り非課税とされることが明確にされた。

●テーマ1 現物給与(その3) 渡部指導官
保険料 非課税とされる掛捨て保険料・長期の損害保険料の種類

法人契約の生命保険料(養老保険の場合)は、

受取人が法人（非課税）であるか従業員（給与）であるかで取扱いが違う。社会保険の本人負担分と生命保険や損害保険の保険料との合計額が月額300円以下であれば課税されない。

損害賠償金

基因となった社員の行為が、業務上で故意や重過失によらない場合は、会社負担金が非課税となるが、そうでない場合は、貸付金となる。

ゴルフクラブの入会金・年会費

法人会員制度がないため個人会員として入会させたもので業務上の必要性があり、資産計上したものは非課税となり、また記名式法人会員で、その名義人である社員の利用状況からみてその人が負担すべきものは課税となる。

年会費は、入会金が課税されたものは課税。

その他、ロータリークラブ等社交団体の入会金は非課税であるか、或いは交際費となるのか。従業員社宅・役員社宅の課税・非課税の問題。持家の分譲や融資を受けるときの経済的利益で非課税とされるものはどのようなものかなど細かい内容まで説明があった。

●テーマ2 パートタイマーの源泉徴収

家子調査官

税額表の適用については、通常の月給・日給月給・旬ごと半月ごとに支払う給与は、月額表を適用し、通常の日給・週給・2日ごととか5日ごとなどに支払う給与は日額表を適用する。すなわち支払方法により税額表の適用がきまっている。

又甲欄・乙欄・丙欄の使用区分は、扶養控除等



源泉部会第1回研修会を開催。挨拶する四ヶ所守部会長。

申告書の提出の有無により分けられている。

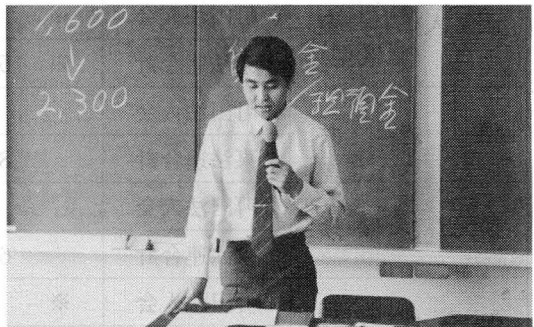
次に設例による説明があり、その中でパート主婦が年間のパート収入90万円を超える直前に中途退職することがあるが、要件として①「給与と所得者の扶養控除等申告書」を提出していること。②その者のその年中に支払を受ける給与の総額が90万円以下であること。③退職した後、他の勤務先等に再就職しないこと及び退職年金などの支払を受けないことにより、退職の時に年末調整を行うことができることになっている。

●テーマ3 パートタイマーと雇用保険

町田公共職業安定所

植草雇用保険課主任

パートタイマーとは、「その者の1日、1週又



パートタイマーの源泉徴収について説明する家子勝直調査官。

は1ヵ月の所定労働時間が当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間よりも相当程度短い労働者」をいう。

パートタイマーは、年々増大しており昭和60年現在、全労働者の11.1%（39年 6.3%）、女性労働者の22%（39年 8.9%）になっており、又職安でのパート希望者は30%近くまで上昇している。したがって事業所においてもパートタイマーの雇用管理の充実が必要である。

パートタイマーの雇用保険加入の資格要件としては、①1週の所定労働時間の4分の3以上かつ22時間以上労働しているか、②通常の労働者の労働条件と同様であるか（労働時間・賃金を除く）、③雇用期間の定めがある場合、常態として反復継続して更新就労しているかなどとなっている。

併せて、「資格要件証明書」を提出することになっている。

厚生委員会より お知らせ

厚生委員長 諸 橋 良 吉

全法連ならびに東法連が実施いたしております、各種共済制度について、町田法人会も加入推進に努めておりますが、現在の各制度別加入状況は次のとおりとなっております。

制 度 名	区 分	加入法人数(社)	加入率(%)	取 扱 会 社
大型保障制度	町田法人会	357	13.2	大 同 生 命
	東法連合計	31,654	12.4	A I U
経 営 者 年 金	町田法人会	99	3.7	大 同 生 命
	東法連合計	4,638	1.8	
個 人 年 金 (生保型)	町田法人会	※ 6		大 同 生 命
	東法連合計	※ 692		
個 人 年 金 (信託型)	町田法人会	※ 46		安田・三井・三菱
	東法連合計	※ 5,667		の各信託銀行
特 退 共	町田法人会	112	4.1	大 同 生 命
	東法連合計	8,737	3.4	
新 ガ ン 保 険	町田法人会	207	7.7	アメリカンファミリー
	東法連合計	6,343	2.5	
保 全 プ ラ ン	町田法人会	※ 17		A I U
	東法連合計	※ 1,718		

※印は加入件数

(62.6.11 東法連資料より)

以上のとおり会員各位のご理解とご協力により、現在加入率では、いずれも東法連合計を上回っておりますが、本年度も引きつづき各制度の加入推進に努めて参ります。

当法人会のご担当として、日々努力されております取扱会社の職員の皆様のうち、今回は大同生命保険相互会社の方々をご紹介致します。

会員の皆様におかれましても、企業内の福利厚生制度の一環として、この制度を是非ご利用されるよう、おすすめいたします。

お問い合わせ

大同生命保険相互会社

町 田 営 業 所

TEL. (22) 5 7 5 6

法 人 会 事 務 局

TEL. (26) 2 4 5 3



岡 田 富美男

町田営業所々長

大同生命職員地区担当者



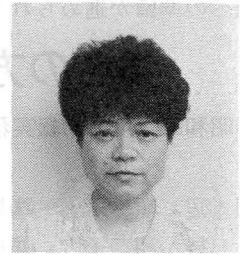
河本 忠雄
忠生第1・第2地区



山田 初美
鶴川第1・第2地区



砂田 文雄
町田北第1地区
南第3地区



重谷 朝子
南第1・第2地区
原町田第1地区



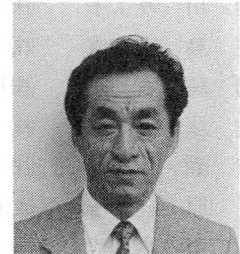
伊藤 豊美
北第2地区
堺第1・第2地区



青木 猛
北第1地区
鶴川第2地区



丸山 幸子
原町田第2地区
南第3地区



福 亨
森野地区
南第3地区

研修委員会より お知らせ

研修委員長 杉浦 信男

実務へのワンステップ! 初級実務簿記講習会終了する

本年度の初級実務簿記講習会は、昭和62年6月4日開講7月30日終了した。

今回も、60名近くの方から申し込みがあり、昨年と同様多数の参加となった。心配された会場も、参加者全員の席が確保する事が出来た。

今年の先生は、東京税理士会町田支部所属の若い税理士、そのためか、講習会会場も若返った様だ。先生は「記帳すると言うのは、税金の額を計算する為に行うのではなく、今会社がどの様な状態にあるのかを知る為に行うものです。」と述べ



られた。

講習会は、7月30日の開講式をもって終了。中級への準備が進められた。

☆講習会に参加され無事に修了証書を授与された方々をご紹介します。

46名の方が卒業されました —ご苦勞さまでした—

昭和62年度 初級実務簿記講習会卒業者名簿

(62. 6. 4 ~ 7. 30)

田 辺 順 子	(株)H. L. P エンタープライズ
倉 持 和 子	(株)倉持ハウジング工業
小田倉 恵 子	(株)三世光機
堀 部 洋 子	(株)ソーラー
木 村 美恵子	(株)高峰地所
稲 垣 ひで子	(株)稲栄商会
相 川 みよ子	(株)東和ホーム
中 島 宏 成	(株)中島製作所
加 藤 右 子	(株)日本白蟻研究所町田
佐 藤 克 己	(株)フジソフトウェアサービス
広 瀬 元	(株)マナスル運動具店
尾 原 経 子	成瀬エンジニアリング(有)
和 田 嘉 代	ニッシン和田(有)
鮎 沢 あけみ	ヒューマネットシステム(株)
天 川 悦 子	堀内光機(株)
荒 木 絢 子	(有)アキラ
井 上 一 朗	(有)井上商事
小 沼 祐紀子	(有)京王コンクリート建材
生 駒 孝 子	(有)スクェア
対 間 すえ子	(有)鳶對間組
篠 崎 正 江	(有)大洋電機
中 嶋 ひかる	(有)テクノクラフト
中 村 トセ子	(有)フサミボーリング
松 本 良 子	(有)ヤマギシズム生活実顕地生産物多摩供給所
櫻 井 喜美代	〃
玉 井 千 恵	(株)吉川百貨店
長谷川 章	〃
田 辺 修	〃
折 笠 洋 子	(株)アサオ電子
三 橋 清	(株)相模屋商店
三 橋 靖 子	〃
室 井 きよみ	(株)サンディックス
房 友 克 子	(株)第一設計
岩 淵 矢代江	(株)町田名店会
下田平 孝	ヒューマネットシステム(株)

手 嶋 誠 人	町田テレコムセンター(有)
井 上 利 子	(有)井上製材所
安 藤 恵美子	(有)エルム美容室
宮 川 哲	(有)ミヤック
内 山 与志雄	(株)オンワード縫製
小 林 とし子	(株)ボンテック
川 上 孝 子	ヒューマネットシステム(株)
土 屋 種 造	(有)光和工業
設 楽 忠 男	(有)設楽電気商会
中 村 眞 治	(有)ナカデン
浅 尾 ハツエ	(有)幸鉄工

(以上46名 敬称略)

中級実務簿記講習会の日程が決まりました。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 8月24日(月) | ⑥ 9月28日(月) |
| ② 9月1日(火) | ⑦ 10月5日(月) |
| ③ 9月7日(月) | ⑧ 10月12日(月) |
| ④ 9月14日(月) | ⑨ 10月19日(月) |
| ⑤ 9月21日(月) | 〈全9回〉 |

相続税の節税策

元町田税務署法人第一統括官の兼田和夫氏は現在税理士としてご活躍中ですが、その仕事の一端として、「兼田会計だより」を毎月発行しています。その中で相続税の節税対策として会員の皆さまにも参考にしていただける記事がありましたので、氏の了解を得て、ここに転載します。

3つの節税策

とその問題点

大都市部を中心とする土地の高騰はいっこうに沈静化する気配がありません。

相続の場合の土地の評価額の基礎になる路線価も、この地価上昇の影響を受けて、大幅にアップしています。

このため、相続税も、必然的に高額になるのは避けられません。

相続税については、色々な節税策が言われていますが、そのなかには、少々あぶないものもあります。

そこで、以下では、代表的な相続税の節税策を紹介するとともに、その問題点についても説明することとします。

I. 養子縁組による節税策

相続税の基礎控除額は、定額控除2,000万円に、相続人一人あたり400万円を加算した額とされています。

例えば、相続人が奥さんと子供2人の計3人であるケースでは、3,200万円が基礎控除になります。

相続財産の額から、この基礎控除を差し引いた額が相続税の対象になる額ですから、基礎控除の額が大きければ大きいほど、相続税は少なくなる理屈です。

基礎控除の額を大きくするための最も手っとり早い方法が養子縁組です。

民法では、相続に際して、養子は実子と同じ権利を有することになっています。

当然に、相続税の面でも、養子一人につき400万円の基礎控除が上乘せされます。

しかし、だからといって、やたらと養子を増やすのも考えものです。

というのは、養子にも相続の権利があるわけですから、いざ相続が開始した（被相続人が亡くなった）という段階で相続争いが起きてはかえって禍根を残すことになってしまうからです。

☆孫を養子は二重の節税

そうしてみると、養子の対象として考えられるのは、相続人である子の配偶者（夫又は妻）か、



その子供（被相続人からみて孫）あたりが妥当なところではないでしょうか。

特に、孫を養子にするのは二重の節税につながります。

通常は、親から子を経て孫へと相続財産が引き継がれていく過程で、2回相続税の課税を受けなければなりません。

しかし、孫に直接相続財産が渡れば、1回の相続税で済みます。

しかも、養子縁組をしていない孫に財産を残せば、子がすでに死亡していてその代わりに孫に相続権があるような場合（代襲相続といいます）は別にして、相続税の額が2割増しとされることになっています。

孫と養子縁組をしておけばこの2割増しも適用

はありません。

ただし、代襲相続人である孫を養子にするのは問題です。

というのも、養子にした場合には、基礎控除は1人分であるにもかかわらず、法定相続分は2人分になるため、相続税の計算上、累進税率が作用して、逆に税率が高くなる場合があるからです。

☆やりすぎは禁物

ただし、この養子による相続税節税も、やりすぎると逆効果になります。

現在の法律のうえでは何ら問題はないのですが、逆にだからこそやりすぎるのは禁物なのです。

相続税は無事に済んだとしても、その後の毎年の確定申告などが色メガネでみられて徹底的に調査されるような結果にもなりかねません。

ほどほどのところで止めておくのが賢明でしょう。

本来の相続人よりも養子の数のほうが多いなどというのはもってのほかです。

Ⅱ. 借入金による節税策

借金して土地などを買うのも相続税につながります。

借金は、相続税の対象になる相続財産の額から差し引かれます（債務控除といいます）。

その一方、買った土地は、本来の取引価額より安く評価されます。

その差額だけ相続税が安くなるというわけです。例えば、借金して1億円で土地を買ったとします。

土地の相続税の評価額は、高くても、取引価額の5割から6割程度であるといわれています。

仮に、購入した土地の相続税評価額が6千万円だったとしますと、1億円の借金との差額の4千万円だけ相続財産が少なくなる勘定です。

☆極めて危険な小細工

この借入金による相続税節税は、相続開始時（被相続人の死亡時）に、借入金の大部分が返済されないで残っていることがポイントであると考えられがちです。

そこで、いきおい、相続開始直前に、つまり被



相続人の死期が間近になったような時点で、借入の契約や土地の購入契約を大いそぎで行うケースもあるようです。

しかし、これは極めて危険なことなのです。

といいますのも、死期が間近に迫った重病人が自分で借入や購入の契約をするというのは、ふつうはできることではありません。

代理として、相続人である子などが、契約いっさいを行うことになろうかと思われそうですが、その場合に、資金の借入や土地の購入は、被相続人が行ったものではなく、相続人が行ったものとみなされる可能性があります。

つまり、たとえ、取引の名義人が被相続人になっても、現実には、相続人が行った取引ではないか、という判断です。

もちろん、全てが全て、このようにみなされるとは限りませんが、用心しておくにこしたことはありません。

☆ポイントは土地購入

実は、この借入金による節税策のポイントは、土地を購入するということにあるのです。

相続財産を現金や預貯金で残すよりも、土地や家屋など、相続税の評価の面で有利なもので残すほうが良いというのは、いわば相続税の節税の基本です。

借入金による節税策も、それによって土地などを買うからこそ、のものなのです。

従って、手持ちの預貯金などで、土地を買った場合でも結果は同じです。

つまり、相続開始時に借入金が残っていなくとも、トータルでみた場合には、さして変わりはないということになります。

相続開始直前に小細工をろうするようなことはやめて、長期計画でいきたいものです。

Ⅲ. アパート経営による節税策

手持ちの土地にアパートや貸家を建てて相続税の節税につなげるケースがあります。

こうしたアパートなどの敷地として使われている土地に対しては、評価を安くすることになっています（貸家建付地の評価減といえます）。

場所によって異なりますが、ふつうは、2割ほど評価額が安くなります。

さらに、事業のために使われている土地については、200平方メートルまでを限度として、評価額を6割にする特例が認められています。

貸家建付地の評価減をしたあとに、さらにこの特例が適用されることになりますから、更地の場合の評価額の48%（80%×60%）の評価になります。

これが、相続税の節税につながる大きな理由ですが、建物部分についても、建築費と建物の相続税評価額との差額が節税効果を生みます。

ただし、注意しなければならないのは、IIで説明したように、相続開始直前にこうした策を実行するのは危険が伴うという点と、納税資金の面です。

☆納税資金の手当てを考慮

相続税の節税につながるとはいっても、納付税額がある以上は、その手当てを考慮しておかなければなりません。

ところが、アパートや貸家は、右から左に処分するというわけにはいきません。

このため、財産のすべてをアパート等で運用している場合には、納税資金の手当てに困る場合が少なくありません。

処分が簡単にいかないという点が考慮されて、評価が安くなっているという事情があるのですが、それを利用して節税をはかるのであれば、納税資金の手当ても考えておくべきでしょう。

税のプロムナード

電話番号はなぜ7ケタ

♪七色の虹が消えてしまったの〜♪という歌がひと昔前に流行しましたが、7という数字は不思議な数です。

たとえば、音楽の七音。ピアノでドレミファソラシドと順番に弾き、再び“ラ”を聴かせたとすると、大多数の人には、それが“ラ”の音であるとわかるそうです。

また、電話番号をNTTの電話番号案内104に問い合わせると、その場にメモ用紙がなければ口の中で何度か繰り返し、すぐダイヤルを回せば番号を覚えられるものです。

このように、人間が一度に覚えられる数などは、7なのです。電話番号は、人間のこうした性格を考慮に入れて、7ケタどまりにしているそうです。

ところで、税金の相談も電話ですることができます。税金のことで疑問がありましたら、お気軽に税務署又は税務相談室へ！

情報戦国時代

「武田信玄」と言えば、戦国時代甲斐の国にあって「名将」と言われた人物。「風林火山」の旗指物はあまりにも有名です。

「敵国の情報をいち早く正確に知ることが、戦いに勝ち、国を存続させる最も重要なこと」とされていた当時において、信玄は、戦略戦術の他にその方面にも優れていたと言われています。

さて現代は、情報があまりに大量であり、好むと好まざるとにかかわらず提供され、まさに「情報戦国時代」の到来の感がします。その中であって正確に必要な情報を捜すことは、容易なことではありません。

税金についてのご質問は、お気軽に最寄りの税務署又は税務相談室へご相談ください。正確な情報をわかりやすく提供します。

東京国税局資料より

(社) 町田法人会地区会分割改訂図



今年度より地区会の分割が図の
ように変わりました。
従来の8地区会から14地区会へ
と細分化されました。

No.	地区会名	地 域	地区会長名	法 人 名	No.	地区会名	地 域	地区会長名	法 人 名
①	原町田第一	原町田1～4丁目	八木下正男	(有)丸孝家具店	⑧	南 第 三	つくし野・南つくし野・小川・鶴間	井上恵博	ケーユー商事(株)
②	原町田第二	原町田5・6丁目	小川量司	(株)マルカワ	⑨	鶴川 第一	大蔵・鶴川・真光寺・広袴・能ヶ谷・三輪	萩生田博	萩生田産業(株)
③	森 野	森野1～6丁目	小山克己	(株)三 和	⑩	鶴川 第二	金 井・野津田路	藤田義徳	(株)総合図書
④	町田北第一	中町1～4丁目 旭町1～3丁目	木口 正	(有)クラウン興業	⑪	忠生 第一	木曾・山崎・忠生	老沼和夫	(株)町田中央建設
⑤	町田北第二	本町田・玉川学園 南大谷・東玉川学園	古関隆幸	(有)古関商店	⑫	忠生 第二	根岸・図師・下小山田 上小山田・小山田桜台 常盤・矢部	石川光男	(株)協和精密工業
⑥	南 第 一	金 森・高ヶ坂	八木 要	八木食品産業(株)	⑬	堺 第 一	相 原	木下公福	(有)ハッピーストアー
⑦	南 第 二	成瀬ヶ丘・南成瀬 成瀬台・成 瀬	貝瀬収三	(株)カイセ工業	⑭	堺 第 二	小 山	杉山英夫	(有)杉山商店

(社) 町田法人会 役員編成名簿

(昭和62年5月15日)

		役 職 (長)	氏 名	事 業 所 名
正副会長	1	会 長	三 橋 忠 正	(株)宝 永 堂
	2	副 会 長	石 井 儀 一	(株)マ サ ダ ヤ
	3	〃	鈴 木 英 正	(株)鈴 加
常任理事 地区会長・委員長・部会長	4	総務委員長 会員数調委員長	岩 波 弘 介	岩 波 建 設(株)
	5	原町田第一地区会長	八木下 正 男	(有)丸 孝 家 具 店
	6	組 織 委 員 長 原町田第二地区会長	小 川 量 司	(株)マ ル カ ワ
	7	森 野 地 区 会 長	小 山 克 己	(株)三 和
	8	町田北第一地区会長	木 口 正	(有)ク ラ ウ ン 興 業
	9	町田北第二地区会長	古 関 隆 幸	(有)古 関 商 店
	10	南 第 一 地 区 会 長	八 木 要	八 木 食 品 産 業(株)
	11	南 第 二 地 区 会 長	貝 瀬 収 三	(株)カ イ セ 工 業
	12	会 員 増 強 委 員 長 南 第 三 地 区 会 長	井 上 恵 博	ケ ー ユ ー 商 事(株)
	13	鶴川第一地区会長	萩 生 田 博	萩 生 田 産 業(株)
	14	鶴川第二地区会長	藤 田 義 徳	(株)総 合 図 書
	15	忠生第一地区会長	老 沼 和 夫	(株)町 田 中 央 建 設
	16	忠生第二地区会長	石 川 光 男	(株)協 和 精 密 工 業
	17	堺 第 一 地 区 会 長	木 下 公 福	(有)ハ ッ ピ ー ス ト ア ー
	18	堺 第 二 地 区 会 長	杉 山 英 夫	(有)杉 山 商 店
	19	税 制 委 員 長 財 務 委 員 長	森 義 男	(株)鳥 円
	20	研 修 委 員 長	杉 浦 信 男	(株)中 野 屋
	21	厚 生 委 員 長 共 済 制 委 員 長	諸 橋 良 吉	(株)町 田 小 田 急
	22	広 報 委 員 長	井 之 上 哲 夫	(株)久 美 堂
	23	源 泉 部 会 長	四 ヶ 所 守	(医 社) 芙 蓉 会 芙 蓉 病 院
	24	青 年 部 会 長	金 子 仙 太 郎	(株)金 子 商 店
	25	婦 人 部 会 長	堤 敏 子	(株)堤 ビ ル

		役 職 (長)	氏 名	事 業 所 名
常 任 理 事	26	源 泉 副 部 会 長 厚 生 副 委 員 長	松 山 在 九	(株)マ ツ ヤ マ
	27	会 員 増 強 副 委 員 長	大 川 健 次	相 模 工 機(株)
	28	研 修 副 委 員 長	石 川 洋 一 郎	愛 洋 商 事(株)
理 事	29	総 務 副 委 員 長	尾 辻 胖	(株)電 巧 舎
	30	共 済 制 副 委 員 長	阿 部 直	(株)内藤電誠町田製作所
	31	研 修 副 委 員 長	加 藤 史 朗	ワ タ ヤ 商 事(株)
	32	財 務 副 委 員 長 税 制 副 委 員 長	木 目 田 元	(有)し ん ぞ か や
	33		青 木 正 保	丸 中 興 産(株)
	34		佐 藤 政 二	(株)マ ル サ 園 芸
	35		栢 沼 貞 雄	(有)電 友 社
	36		五 十 子 昭 三	(株)カ ネ イ
	37		伊 田 貞 子	(有)ク ロ ー バ ー
	38		朝 見 茂 久	(株)朝 見 工 務 店
	39		飯 田 重 利	(株)飯 田 機 械 産 業
	40		須 崎 一 男	(有)須 崎 米 穀 店
監 事	1	監 事	岩 沢 正 義	(株)岩 沢 商 会
	2	監 事	村 田 清	(株)櫻 屋
	3	監 事	若 林 忠 次	(有)若 林 工 務 店

総務委員会

委員長 岩波 弘介 岩波建設(株)
副 〃 尾辻 胖 (株)電 巧 舎
委 員 森 義男 (株)鳥 円
〃 木目田 元 (有)しんぞかや

副委員長 井上 恵博 ケーユー商事(株)

委 員 八木下正男 (有)丸孝家具店

〃 小山 克己 (株)三 和

〃 木口 正 (有)クラウン興業

〃 古関 隆幸 (有)古関商店

〃 八木 要 八木食品産業(株)

〃 貝瀬 収三 (株)カイセ工業

〃 萩生田 博 萩生田産業(株)

〃 藤田 義徳 (株)総合図書

〃 老沼 和夫 (株)町田中央建設

〃 石川 光男 (株)協和精密工業

〃 木下 公福 (有)ハッピーストアー

〃 杉山 英夫 (有)杉山商店

財務委員会

委員長 森 義男 (株)鳥 円
副 〃 木目田 元 (有)しんぞかや
委 員 石川洋一郎 愛洋商事(株)
〃 大川 健次 相模工機(株)
〃 朝見 茂久 (株)朝見工務店

組織委員会

委員長 小川 量司 (株)マルカワ

税制委員会

委員長	森 義男	(株)鳥 円
副	木目田 元	(有)しんざかや
委員	尾辻 胖	(株)電 巧 舎
〃	阿部 直	(株)内藤電誠町田製作所
〃	加藤 史朗	ワタヤ商事(株)
〃	大川 健次	相模工機(株)

厚生委員会

委員長	諸橋 良吉	(株)町田小田急
副	松山 在九	(株)マツヤマ
委員	井之上哲夫	(株)久 美 堂
〃	青木 正保	丸中興産(株)
〃	栢沼 貞雄	(有)電 友 社
〃	佐藤 政二	(株)マルサ園芸
〃	須崎 一男	(有)須崎米穀店

広報委員会

委員長	井之上哲夫	(株)久 美 堂
副	堤 敏子	(株)堤 ビル
委員	杉浦 信男	(株)中 野 屋
〃	小川 量司	(株)マルカワ
〃	諸橋 良吉	(株)町田小田急
〃	木口 正	(有)クラウン興業
〃	岩波 弘介	岩波建設(株)
〃	四ヶ所 守	(医社)芙蓉会芙蓉病院
〃	石川洋一郎	愛洋商事(株)
〃	金子仙太郎	(株)金子商店

研修委員会

委員長	杉浦 信男	(株)中 野 屋
副	加藤 史朗	ワタヤ商事(株)
〃	石川洋一郎	愛洋商事(株)
委員	井之上哲夫	(株)久 美 堂
〃	栢沼 貞雄	(有)電 友 社
〃	五十子昭三	(株)カネイ
〃	尾辻 胖	(株)電 巧 舎
〃	阿部 直	(株)内藤電誠町田製作所
〃	伊田 貞子	(有)クローバー
〃	須崎 一男	(有)須崎米穀店
〃	飯田 重利	(株)飯田機械産業

委員 朝見 茂久 (株)朝見工務店

会員増強特別委員会

委員長	井上 恵博	ケーユー商事(株)
副	大川 健次	相模工機(株)
委員	八木下正男	(有)丸孝家具店
〃	小川 量司	(株)マルカワ
〃	堤 敏子	(株)堤 ビル
〃	小山 克己	(株)三 和
〃	青木 正保	丸中興産(株)
〃	木口 正	(有)クラウン興業
〃	五十子昭三	(株)カネイ
〃	古関 隆幸	(有)古関商店
〃	佐藤 政二	(株)マルサ園芸
〃	八木 要	八木食品産業(株)
〃	岩波 弘介	岩波建設(株)
〃	貝瀬 収三	(株)カイセ工業
〃	加藤 史朗	ワタヤ商事(株)
〃	伊田 貞子	(有)クローバー
〃	萩生田 博	萩生田産業(株)
〃	藤田 義徳	(株)総合図書
〃	金子仙太郎	(株)金子商店
〃	老沼 和夫	(株)町田中央建設
〃	飯田 重利	(株)飯田機械産業
〃	石川 光男	(株)協和精密工業
〃	朝見 茂久	(株)朝見工務店
〃	木下 公福	(有)ハッピーストアー
〃	杉山 英夫	(有)杉山商店

会員数調査特別委員会

委員長	岩波 弘介	岩波建設(株)
副	小川 量司	(株)マルカワ
〃	井上 恵博	ケーユー商事(株)
委員	八木下正男	(有)丸孝家具店
〃	森 義男	(株)鳥 円
〃	小山 克己	(株)三 和
〃	木口 正	(有)クラウン興業
〃	古関 隆幸	(有)古関商店
〃	八木 要	八木食品産業(株)
〃	貝瀬 収三	(株)カイセ工業
〃	萩生田 博	萩生田産業(株)
〃	藤田 義徳	(株)総合図書

委員	老沼 和夫	(株)町田中央建設
〃	石川 光男	(株)協和精密工業
〃	木下 公福	(有)ハッピーストアー
〃	杉山 英夫	(有)杉山商店

共済制度連絡協議会

委員長	諸橋 良吉	(株)町田小田急
副 〃	阿部 直	(株)内藤電誠町田製作所
委員	八木下正男	(有)丸孝家具店
〃	松山 在九	(株)マツヤマ
〃	小川 量司	(株)マルカワ
〃	堤 敏子	(株)堤ビル
〃	小山 克己	(株)三和
〃	井之上哲夫	(株)久美堂
〃	木口 正	(有)クラウン興業
〃	古関 隆幸	(有)古関商店
〃	佐藤 政二	(株)マルサ園芸
〃	八木 要	八木食品産業(株)
〃	岩波 弘介	岩波建設(株)
〃	貝瀬 収三	カイセ工業(株)
〃	井上 恵博	ケーユー商事(株)
〃	四ヶ所 守	(医社)芙蓉会芙蓉病院
〃	萩生田 博	萩生田産業(株)
〃	藤田 義徳	(株)総合図書
〃	金子仙太郎	(株)金子商店
〃	老沼 和夫	(株)町田中央建設
〃	石川 光男	(株)協和精密工業
〃	木下 公福	(有)ハッピーストアー
〃	杉山 英夫	(有)杉山商店

顧問相談役

顧問	青山 孝之	(有)青山商店
〃	井上 茂留	(有)井上商店
相談役	浜田 建次	東京税理士会 町田支部副支部長
〃	高尾 昭二	高尾建設(株)
〃	友野 尊司	(株)日野屋
〃	森町三之助	モリマチスポーツ(株)
〃	野口 庸	(株)さいかやジョルナ町田店
〃	赤井 景彰	(株)大丸町田店
〃	芝田 兼光	(株)芝田風呂店
〃	大塚 光	(株)志満屋
〃	渡辺 貢	町田セブンビル(株)

相談役	田中 耕作	田中工業(株)
〃	矢巻 勤二	町田ガス(株)
〃	鈴木 西市	(有)鈴木タンス店
〃	斉藤 繁	(有)さいとう
〃	加藤 忠雄	(有)ふじ商会

原町田第1地区役員

会長・第3支部班長	八木下正男	(有)丸孝家具店
副会長・会員増強	松山 在九	(株)マツヤマ
〃・会計	森 義男	(株)鳥 円
〃・総務	杉浦 信男	(株)中野屋
幹事・第1支部長	勝又 隆	(有)アカシヤ
〃・第2支部長	加藤 三郎	(株)加藤組
〃・第3支部長班長	石井 朋男	石井建設(有)
〃・第4支部長	諸星 健	(有)勝 一
〃・第4支部班長	小林 輝之	(有)小林洋文堂
〃・第4副支部長班長	高橋 一行	(有)杉本屋酒店
〃・第3副支部長班長	細野 敏雄	(有)綿屋呉服店
監 事	青山 元彦	(有)青山商店
〃	三橋 清	(株)相模屋商店
第2副支部長・班長	石川 尚登	(株)石川塗装店
第1支部班長	小林 勝	(有)小林モーターズ
〃	腰塚 耕一	(有)丸美商事
〃	水越兼二郎	(有)水越商事
第2支部班長	広瀬 泉	(株)ひろせ
〃	相田 修治	(株)二見屋金物店
〃	山田 治雄	(株)山田工務店
第3支部班長	田中 章夫	(有)大和園茶舗
〃	小林 隆	(有)小林紙袋店
〃	石井 昭司	(有)石井興産
第4支部班長	河合 雅子	(有)かわい薬局
〃	伊藤 義人	(株)ふじとみ
〃	藤野 潔	(有)長徳商事
〃	友野 忠汪	(有)なるとや
〃	重田 憲一	(有)重田商店
〃	宇田川一夫	(有)宇田川商店
〃	吉川 友子	(株)吉川百貨店
〃	五味 讓	五味商事(株)
〃	竹内喜一郎	(有)竹商事

原町田第2地区会役員

会 長	小川 量司	(株)マルカワ
副会長・第1支部長	山口 博	(有)かどや呉服店
〃・第2支部長	小川 洋治	(有)小川屋支店
会 計・班 長	岩田 章	八千代信用金庫
監 事	斉藤 繁	(有)さいとう
監 事・班 長	内田 明	(株)町映ビル
第3支部長・班長	萩原 忠男	(株)いろは寿司
第4支部長・〃	奥主 俊彦	(有)ホビー模型おくぬし
第5支部長・〃	平本 勝哉	(名)平野屋金物店
第6支部長・〃	青山 静男	(有)青 山
顧問・大型店班長	諸橋 良吉	(株)町田小田急
第1支部班長	柁屋 三郎	(株)柁屋商店
〃	大塚信司郎	(有)大塚商店
第2支部班長	日比野博明	(株)日比野時計店
〃	奥平 清三	(有)東京噴射機器製造所
都南デパート班長	藤井 晋作	(株)ムツアイ時計貴金属店
第4支部班長	柳沢 秀秋	(有)一 万 堂
〃	渡辺 満	(有)ワタナベ文具店
第5支部班長	塚田 茂	(株)塚 田
第6支部班長	福森 大蔵	(有)福森京染店
顧 問	石井 儀一	(株)マサダヤ
〃	堤 敏子	(株)堤 ビル

森野地区会役員

会 長	小山 克己	(株)三 和
副会長・第1支部長	井之上哲夫	(株)久 美 堂
幹事・第2支部長班長	高尾 伸	高尾建設(株)
〃・第1支部班長	渋谷 栄二	(株)家具の大正堂
監事・第3支部長班長	青木 正保	丸中興産(株)
会 計・第3支部班長	植木 一郎	(株)弘 文 堂
第1支部班長	鈴田多喜三	(有)鈴田商店
〃	斉藤 光次	(有)斉藤楽器製作所
第2支部班長	長田 精吉	(資)長田製綿所
〃	横内 友一	エーミ乳業(株)
〃	森 廣吉	(有)森野無線
第3支部班長	石坂 昌司	千歳モーターズ(有)
〃	石坂 好司	(有)丸石商店
〃	小山 政継	(有)丸政商店
〃	渋谷 満	(有)渋谷グリーン
〃	渋谷 朝泰	(有)泰 和

町田北第1地区会役員

会長・中町1丁目班長	木口 正	(有)クラウン興業
副会長	栢沼 貞雄	(有)電 友 社
中町3丁目支部長・班長	五十子昭三	(株)カ ネ イ
幹 事 中町2・4丁目支部長・班長	島村 勝保	(有)日 栄
会計・中町3丁目班長	北村 紀一	(有)北村建築設計事務所
中町1丁目支部長・班長	矢沢 利夫	町田ホンダ販売(株)
旭町支部長・班長	白木 富雄	(株)東京建創
中町1丁目支部班長	伊藤亜紀男	(株)伊藤建築設計事務所
〃	五十子子之助	(有)五十子石油
中町2・4丁目支部班長	飯田 秀樹	(株)飯田屋本店
〃	小原沢正次	(有)小沢工業所
中町3丁目支部班長	平本 せい	(有)今 井 屋
中町2・4丁目支部班長	高山 隆	(株)高山商店
旭町支部班長	小池 栄師	(株)オーゼン
〃	田中 利明	(株)田中食器厨房
〃	内山 龍雄	(株)オンワード縫製

町田北第2地区会役員

会 長	古関 隆幸	(有)古関商店
副 会 長	佐藤 政二	(株)マルサ園芸
監 事	尾辻 胖	(株)電 巧 舎
会計・第2支部班長	熊沢 利治	(有)熊沢石油
第1支部長班長	溝上 澄	(株)溝上精工
第2支部長	上村 徳次	八昭印刷(株)
第1支部班長	久保田政彦	(株)白鳳建設
〃	大沢 薫	(株)丸美興業
〃	小林嗟義一	(有)小林魚店
〃	矢沢 武	(有)アローエンタープライズ
〃	露木 実	(有)露木商店
第2支部班長	高尾 二芳	(株)タ カ オ
〃	塩原 国隆	(株)協立産業
〃	島袋 博	八千代不動産(株)
〃	池田駿太郎	(株)池田建設
〃	浅井 順二	(株)ア サ イ
〃	小林 秀男	(有)南秀工務店
〃	佐瀬 三郎	(株)昌 電 舎
〃	広田 光雄	(有)広田不動産

南第1地区会役員

会長・第2支部班長	八木 要	八木食品産業(株)
副会長・第1支部班長	岩波 弘介	岩波建設(株)
〃	阿部 直	(株)内藤電誠町田製作所
会計・第2支部班長	仁科 純雄	(有)アサヒ商工
第1支部長・班長	野川 清	丸川スレート(株)
第1副支部長・班長	宇佐美辰朗	共栄工業(株)
第2支部長・班長	足立 栄三	(有)五十子米穀店
第2副支部長・班長	林 昭平	(有)林商店
第1支部班長	猿橋 進	秀信金属産業(株)
〃	中村 晴夫	(有)ナカデン
〃	加藤 勝男	(有)加藤電機
〃	村田 昭	(株)誠和商事
〃	平出 雅章	平出食品工業(株)
〃	金子 栄市	(有)金子組
〃	日比野忠雄	(有)日比野電子計器
〃	加藤 弘	ふじ不動産(株)
第2支部班長	山本 猛夫	美粧産業(株)

南第2地区会役員

会 長	貝瀬 収三	(株)カイセ工業
副会長・第1支部長	加藤 史朗	ワタヤ商事(株)
副会長・会計・ 第2支部長	木目田 元	(有)しんぞかや
幹事・第3支部長	市川 昭男	千代田興産(株)
幹事・第4支部長	八木 正雄	八弘商事(株)
第1支部班長	本多 洋二	(株)ビックヨーサン
〃	藤原 二郎	藤原建設(株)
〃	田中 進	(株)田中新聞店
〃	中谷 成人	大日電機工業(株)
〃	久保田 勝	(株)バク建築設計事務所
第2支部班長	栗原 信平	(株)栗原
〃	川田 繁雄	東海住建(株)
〃	吉田 潤	(有)コンピュータ システムデザイン
〃	木目田邦夫	(株)あるけい総業
〃	山内 晴夫	アップル商事(株)
〃	木目田 貢	(株)きめだ設備工業
第3支部班長	村元 進	(有)村元建築
〃	園部 昇	(有)そのべ商店
第4支部班長	村田 安徳	(有)村田商店
〃	村山樹太郎	(株)村山工業所

第4支部班長 市川 和男 (有)市川コンクリート工業所
〃 堀江 雅 ディック(株)

南第3地区会役員

会長・第3支部班長	井上 恵博	ケーユー商事(株)
副会長・第3支部班長	四ヶ所 守	(医社)芙蓉会・芙蓉病院
会計・第2支部長 第1支部班長	伊田 貞子	(有)クローバー
第1支部長・班長	千葉 平八	(株)千葉電設
第1副支部長・班長	和知 純一	(有)つくし野興産
〃	風間 克己	(株)カザマ
〃	山田 俊成	日本電話設備(株)
第1支部班長	山本 照之	(有)ヤマモトスポーツ
〃	江成 勝敏	(有)インテリアハウス
第2支部班長	清水 英明	(株)新都市コンサルタント
〃	立岡 良介	(有)タソオカ
〃	世古 邦美	朝日ハウス(株)
〃	高畑 仁	(有)高畑防災
第3支部班長	鈴木 忠四	(有)三 鈴
〃	細野 保	(株)細野不動産鑑定事務所
〃	渡辺 勇	(有)渡辺工務店
〃	古谷 正成	(株)コタニ工務店
〃	井上 宗治	(有)井上建材店
〃	久保田忠司	(有)町田グリーンゴルフ

鶴川第1地区会役員

会長・第1支部班長	萩生田 博	萩生田産業(株)
副会長・第4支部班長	石川洋一郎	愛洋商事(株)
幹事・第2支部長・班長	須崎 一男	(有)須崎米穀店
監査・第4支部班長	神蔵 玉江	神蔵興業(有)
会計・ 〃	山波 守男	(株)越 後 屋
第1支部長	藤田 信明	鶴川石油(株)
第1副支部長・班長	市川 襷子	(有)大丸屋酒店
第2 〃 〃	渡辺 恂	(株)渡辺電化
第3支部長	藤田 正之	(有)藤田彫刻工業
第3副支部長	高瀬 昇	(株)高瀬鉄工
第4支部長・班長	鈴木 寿一	(有)鈴木板金工業
第4副支部長	水島 進	水島運送(有)
第1支部班長	中溝 久雄	(有)中溝自動車
〃	大野 五郎	鶴川土地建物(株)
第2支部班長	大塚 正晴	(有)鶴川電化ストアー
〃	塙 勇	(株)鶴川設備工業
〃	村松 稠敏	(有)煎 茶 屋

第3支部班長 山田 定久 エステー電子(株)
 〃 馬場 敏秋 (有)とらや商店
 〃 諸墨 修 (有)マチダ防災システム
 第4支部班長 高橋 泰造 高橋防災設備工業(株)
 〃 中西 悟 (有)久美乃屋酒店

第4支部班長 谷合 由彦 谷合電機(株)
 〃 山口 勉 (株)ヤマグチ

忠生第2地区会役員

会 長 石川 光男 (株)協和精密工業
 副会長・会計・第1支部班長 朝見 茂久 (株)朝見工務店
 第1支部長 若林 忠次 (有)若林工務店
 第2支部長・班長 風間 勝 星野設備工業(有)
 第1支部班長 池田 博 (有)池田工務店
 〃 武藤 五郎 (有)武藤塗装工芸社
 〃 小沢 良男 (有)小沢水道工事
 第2支部班長 大木 勝利 (有)町田特殊鋼
 〃 橋口 一隆 (有)山本木材
 〃 河合 彪 三共自動車(株)
 〃 高木 登雄 (有)高木商店

鶴川第2地区会役員

会長・第1支部班長 藤田 義徳 (株)総合図書
 副 会 長 金子仙太郎 (株)金子商店
 幹 事 峯岸 義行 (株)峯岸工務店
 監事・第1支部班長 草薙 芳弥 (有)くさなぎ酒店
 会計・第3支部班長 島野 好子 (有)シマノ
 第1支部長 斉藤 利光 (有)斉藤工業
 第2支部長 石阪 尚 (有)石阪石油
 第3支部長 馬場 勝治 (有)馬場工務店
 第1支部班長 植木 頼一 (有)鶴川建興
 第2支部班長 大原 文雄 (有)大原製作所
 〃 渡部 進 二葉建機(有)
 〃 横内 鴻 (有)横内電気商会
 第3支部班長 萩生田 栄一 (有)はぎうだ
 〃 細野 俊子 (有)二葉商事

堺第1地区会役員

会 長 木下 公福 (有)ハッピーストアー
 副会長・支部長・班長 田中 栄 (株)相武冷凍センター
 幹 事・班 長 中島 唯良 (有)中島宣伝社
 〃 青木 照夫 (有)青木商店
 〃 河内 一 河内石油(有)
 監 事 村田 清 (株)桜 屋
 会 計・班 長 中島 祐治 (株)中島工務店
 副支部長・班長 金子 正男 (有)金子洋品店
 〃 青木 幸雄 相武石油(有)

忠生第1地区会役員

会 長 老沼 和夫 (株)町田中央建設
 副会長・会計・第1支部班長 大川 健次 相模工機(株)
 第1支部長・班長 飯田 重利 (株)飯田機械産業
 第2 〃 〃 川口 修一 中央消防機器(株)
 第3 〃 〃 高梨 一郎 (有)高梨建設工業
 第4 〃 〃 金子 秀夫 (有)忠生造花店
 第1支部班長 渋谷 誠一 (有)よろざや
 〃 原 雄三 (有)京 南
 〃 高橋 美雄 三協水道土木(株)
 第2支部班長 石川 直友 (株)大阪屋木工所
 〃 三沢 健二 (株)東京トロン保健センター
 〃 浅沼 高保 (有)まるかストアー
 〃 沢田 光男 マチダ電機工業(株)
 第3支部班長 菅野 昌行 トキワ美術印刷(有)
 第4支部班長 杉浦 弘 愛知金物建材(株)
 〃 松田 和雄 (株)浜 商 事
 〃 山本 義定 (有)山本工務店
 〃 大西 史郎 洋和工芸(株)
 〃 中山 博正 (有)中山工業

堺第2地区会役員

会 長 杉山 英夫 (有)杉山商店
 副会長・支部長 和田 邦夫 (有)和田邦夫商店
 会計・副支部長 中島 賢市 (有)まちだ葬祭店
 班 長 小峯 弘明 (有)小峯電業社
 〃 三樹 修身 三樹石油(株)
 〃 萩原 春雄 (有)小山モーターズ
 〃 富田佐二郎 (株)朝日電工
 〃 中島 国男 (有)中島酒店
 〃 島崎 知治 (有)島崎工場

(以上)

税務署からのお知らせ

税の作文募集！



- 応募資格 高校生であればどなたでも応募できます。
- テーマ 税に関するものであれば、何でも結構ですが、次のような例を参考にしてください。
 - 税や税務署についての意見
 - 税について学校などで学んだことについての意見
 - 税務署などを見学したことがあればその経験や印象
 - 税についての家族の体験談やまわりの方の話を聞いて、自分が考えたこと
- 応募点数と字数 1人1編、3,000字以内、末尾に住所、氏名、学校名、学年、学校の所在地を書いてください。
- 締切り 9月5日(土)までに税務署へお送りください。
- 表彰 優秀作文には、賞状と記念品を贈呈します。

税の作文募集についてのお問い合わせは税務署総務課(☎28-7211)へ

にせの税務調査にご注意

最近、税務調査を装って預金通帳の提示を求め「この預金は、近々課税されることになるので早急に解約した方がよい」「有利な投資があるから、そちらに投資してみてもどうか」などと勧誘して回っている者がいますが、税務署とは、全く関係ありませんので十分ご注意ください。

税務職員は、身分証明書を携行していますので、不審な場合には、身分証明書の提示を求め、最寄りの税務署にお問い合わせください。

〈会報掲載原稿募集のお知らせ〉

法人会ニュースでもお伝えしましたが、以下の要領で会員皆様からの寄稿をおまちいたします。

募集対象：本誌会報に掲載を目的とする

- ①記事 ②体験談 ③随筆
④写真など

○記事等は、400字詰原稿用紙2枚以内(それ以上の場合は、紙面の都合に合わせて掲載いたします)。

○写真は、表紙以外は白黒で掲載されます。

○必ず会社名と、氏名を明記して下さい。

○〆切は、特にありませんが、次回会報の〆切は10月9日ごろの予定です。

なお寄稿された作品につきましては、原則として返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせは、事務局 26-4132 松本まで。

掲載分につきましては記念品を差し上げます。

〈法人会バッジが新しくなりました〉

全法連ではこのたび「法人会バッジ」のデザインを一新しました。(写真)

これまでの法人会バッジは2種類でしたが、今回の新バッジでは、これを改め、デザインを一つに統一、より豪華なものになりました。

ご希望の方は、事務局まで。



12ミリ正方形で純銀台金張。1個1,500円

〈法人会会員シールをご利用下さい〉

計 算 所 得 金 額 (別表六に28)	36				0 0 0	06の43.3%相当額
控 除 額 (別表六に28)	37				0 0 0	法人税額計 09+09+(49+41)
控 除 額 (別表六に28)	43					中間配当の金額
控 除 額 (別表六に28)	44					利益又は剰余金配分による賞与の額
控 除 額 (別表六に28)	45					中間配当の 要付年月日 昭和 年
控 除 額 (別表六に28)	46					寄付を受けたとす る銀行又は郵便局名
控 除 額 (別表六に28)	47					

田納税地及び
田法人名等

田(社)町田法人会会員

会報の裏表紙に掲載されている「(社)町田法人会会員」シールをご存じですか？ 切りとって図のように、申告書の所定の場合にお貼りください。

早すぎる七夕☆☆

8月の今ごろ七夕とは間のぬけた話であるが、実はそうでもない。

本来の七夕は、初秋の祭りで陰暦の7月7日に行なわれたものである。それが今日では陽暦の7月7日に行うのだから気が早い。

ちなみに、今年の本当の七夕は、8月30日。

計算上では、一番遅い年だと言う事である。

さて、皆さんの地域で行う七夕祭りは何日ごろ行うのでしょうか。それが、7月7日でなくてもやはり七夕、それだけ数多く牽牛と織女が会う事が出来ると考えた方が面白いと思うが……。

節税をはかり、企業経営の強化をはかる。

企業保障プラン

法人会の経営者大型総合保障制度

パワフルな保障内容

入院は継続して5日以上から保障

- 重責にふさわしく最高3億円まで保障。
- 自動更新で最長85歳まで保障。
- 休業保障、通院保障、後遺障害保障など給付が豊富。
- 所定の手術を受けられたとき、手術保障が。
- 成人病入院に対して保障が倍額。
- 長期にわたる入院も、十分カバー。
- 海外での事故、地震、天災による事故も保障。



法人会会員のみなさまの
個人ニーズにこたえて新登場!!

家族への愛を伝えるゆとり

セレクト21 *Select 21*

経営者個人と、そのご家族をワイドに保障。

保障は一生涯つづきます
病気・事故へのきめ細かな配慮
家族への保障も安心
ご本人・ご家族にも賠償責任保障が

明日が待ち遠しい

レディズプラン21 *Lady's Plan 21*

いろいろな保障は女性にぴったり。

保障は一生涯つづきます
5年ごとに、うれしいドリームファンド
傷害事故の補償がグリーンとワイド
賠償責任が頼りになります

引受会社 **大同生命** **AIU 保険会社**

町田営業所/町田市中町2-2-5
電話(0427)22-5756

 (社)町田法人会会員

左のシールの使い方については
35ページをご覧ください。